

報告第2号 令和3年度事業計画について

令和3年度 事業計画

1 基本方針

令和2年版の厚生労働白書によると、日本の人口は、平成20年の1億2,808万人がピークとなりましたが、その後は減少局面に転じており、高齢者数の伸びの鈍化と64歳までの人口減少の加速により、今後減少幅は大きくなると見込まれています。

高齢化率の推移においては、平成2年の12.1%から令和元年には16.3ポイント上昇して28.4%となり、急激な高齢化が進行していますが、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によれば、令和22年の高齢化率は35.3%と、令和元年からの上昇は6.9ポイントにとどまると見込まれており、令和22年の20歳から64歳人口が人口全体の半数を占めるまで減少すると推計されています。

次に、平成元年と令和元年における就業者数は6,128万人から6,724万人と596万人が増加しており、60歳以上の就業率においては60歳から64歳が52.3%から70.3%に、65歳から69歳が37.3%から48.4%に、70歳以上が16.4%から17.2%へと、いずれも平成の30年間で増加しています。

特に、60歳から64歳では18ポイント、65歳から69歳では11.1ポイントと10ポイント以上の増加となっており、60歳以上への雇用延長が大きく影響していると考えられます。

60歳以上の就業率が伸びる一方で、当センターの会員は入会者の減少と高齢による退会者の増加により年々減少し、令和3年2月末の会員数は799人となり、平均年齢は73.3歳と毎年上昇しています。このことは雇用延長による60歳以上の就業者増加が影響していると考えられます。

人口減少が進み、人口構成、労働力人口構成においても高齢化率が高まる中において、シルバー人材センターは高齢者の就業機会の確保のための基盤として一定の機能を果たしていますが、高齢者の就業のニーズが変化し多様化してきている現状に対応するため、地域の課題に対応した多様な就業機会を掘り起こして会員に提供する仕組みを作っていくことが大きな課題であると言えます。

地域のニーズに応えセンターの活性化を図るためには、会員の確保が必要であり特に60歳代の会員の増加が喫緊の課題であります。

当センターにおける契約金額は、地域経済の影響や適正就業の推進、会員の減少等により、平成28年度から減少が続いていますが、さらに、昨年度からは新型コロナウイルス感染拡大の影響も出ています。

安定したセンター運営には「会員数の拡大」と「就業機会の確保・拡大」が不可欠となっています。

今年度も、中期事業計画（第二次5か年計画）に沿って、高齢者の生きがい

づくり・居場所づくりなど地域になくてはならない存在としての役割を果たすために「自主・自立、共働・共助」の理念に基づき、会員・役員・職員が互いに協力し、会員拡大の推進や就業機会の開拓、適正就業の推進等に取り組んでまいります。

2 事業内容

(1) 中期事業計画（第二次5か年計画）の推進

高齢者が持てる能力に応じて生きがいを追求しながら働くことができるシルバー事業は、超高齢社会の課題を解決する事業の一つと考えられます。

地域社会に密着した仕事を、会員の皆様のご希望に応じて斡旋し就業することにより、福祉の受け手から社会の担い手として活躍することが期待されています。

今後ともシルバー事業の前途には様々な課題が立ちはだかると考えられますが、「自主・自立、共働・共助」の理念の下に、会員・役員・職員が協力して中期事業計画（第二次5か年計画）の推進に取り組めます。

(2) 安全就業の推進

ア 会員に配布している安全・適正就業ハンドブックの活用をはじめ、安全・適正就業通信、センターだより並びに事務局だよりの発行による啓発と、事故が多発する作業別に研修会を開催します。安全・適正就業推進委員等による作業現場の巡回指導並びに職員による現場巡回点検を実施し、就業中の事故防止に努めます。

イ 健康診断の受診を促すとともに、会員の健康状態の把握に努めます。

また、センターだよりを通じ、会員各自での健康管理を促します。

ウ 夏季の熱中症対策や事故多発時等に、必要に応じて安全・適正就業通信又は事務局だよりを発行し、会員への注意喚起に努めます。

エ 会員の安全意識の向上と、事故（会員の負傷、第三者への賠償）防止対策の一環として昨年度導入した、会員就業制限制度（ペナルティ制度）の適切な運用を図ります。

(3) 適正就業の推進

ア 会員の就業は「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務」と定められており、発注者と会員の理解を得ながらワークシェアリング等により適正就業ガイドラインの遵守に努めます。

イ 会員の就業内容等について点検を行い、不適正な就業があれば発注者及び会員への啓発により是正に努めます。

ウ 適正就業ガイドラインに基づく会員への適正就業の周知については、引き続き入会説明時に実施してまいります。

(4) 就業機会の開拓推進

ア 会員の就業機会の拡大が不可欠であるため、地域社会の就業ニーズの把握を適確に行うとともに、ホームページの随時更新や新聞折り込みによるチラシの配布、西脇市と多可町の広報誌への広告の掲載等によりシルバー事業のPRを行い、就業の機会の掘り起こし、新規就業の獲得に努め就業機会の拡大を図ります。

イ 平成29年度より取り組んでいる、介護認定の要支援者に対する訪問型サービス（身体介護を含まない簡易な生活支援）の受注拡大を推進し、同サービスの対象外となる家事支援等についても、取り組んでいきます。

(5) 女性会員の就業拡大

シルバー事業の活性化に向けて、現在34%になっている女性会員比率のさらなる向上が必要です。そのためには、引き続き女性会員に魅力のある子育て支援や訪問型サービス、家事援助等の福祉関連分野での就業拡大や、女性交流会の開催に加えて、事務局だよりの発行等により女性会員の拡大に努めます。また、昨年度より西脇市から委託を受けているファミリーサポートセンター事業（子育て支援）にも積極的に取り組んでいきます。

(6) 会員拡大の推進

ア 6月から3月の10か月間は、毎月第2又は第3水曜日に午前と午後の2回入会説明会を開催し、会員の拡大に努めます。説明会会場は西脇市と多可町の公共施設で各3回、西脇事業所と多可事業所で各7回の合計20回開催します。

また、シルバー以外で就業中の人も参加しやすいように、2月の説明会は日曜日等の休日に開催します。

説明会の案内を、市町広報紙への掲載依頼と新聞折り込み等により広く周知に努めます。

説明会に参加できなかった入会希望者には、事務所での説明を随時実施します。

イ ホームページを通じて広く会員を募り、随時申し込みを受け付けます。

ウ 「自主・自立、共働・共助」の理念に沿って、センターだよりに加えて事務局だよりの発行による呼びかけを行い、会員による新規会員紹介制度を継続実施して、会員の拡大に努めます。

(7) シルバー派遣事業の実施

ア （公社）兵庫県シルバー人材センター協会が実施する労働者派遣事業（シルバー派遣事業）の実施事業所として、高年齢者の就業に適した臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務に係る雇用を希望する高年齢者に、

シルバー派遣事業を実施します。

イ 派遣業務において兵庫県知事の指定を受けて、週 40 時間までの業務拡大が可能となった業種（食料品製造業、繊維工業、各種商品小売業）については、派遣契約を推進し、就業機会の拡大を図ります。

(8) 有料職業紹介事業の実施

(公社)兵庫県シルバー人材センター協会が実施する有料職業紹介事業の実施事業所として、高年齢者の就業に適した臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務に係る雇用を希望する高年齢者に職業紹介事業を実施します。

(9) 共益事業（会員福利厚生事業）の実施

会員の拡大と会員相互の連携をすすめ、シルバー人材センターのさらなる活性化を図るため、共益事業として会員研修旅行やグラウンドゴルフ大会、ボランティア活動などの会員福利厚生事業を実施します。

また、事業所ごとに整備した会員が集える部屋「ひだまり」については、会員同士の趣味や親睦の集いの場としての利用を促進します。

シルバー西脇市支部友の会並びにシルバー友の会多可町支部より寄贈された寄附金を、共益事業の財源として活用させていただきます。

(10) 支部制度の変更について

今年度より、組織の簡素化による事務の効率化と経費削減を図るため、支部を西脇事業所と多可事業所に改め、主な事務を本部に集中して行うこととします。なお、各事業所長は従来の支部長同様に理事長と副理事長が兼任し、事業所運営を行っていきます。